

長岡聾学校いじめ防止基本方針

改訂 令和4年11月8日

1 いじめに対する基本的な考え方

当校では、全ての児童生徒が、安心して学校生活を送り、様々な活動に積極的に取り組み、自分の力を高めていくことができるように、よりよい人間関係づくりや円滑なコミュニケーション、社会性の育成などに努め、いじめ等の防止に学校全体で取り組んでいく。

いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであるという基本に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめ及びいじめ類似行為（以下、いじめ等）の未然防止、早期発見・早期対応に全職員が認識を共有して取り組む。

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめ類似行為

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの

（新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条2）

2 いじめ防止等のための取組方針

（1）いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

- ①校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、寄宿舎総務、各学部主事、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーターからなる「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ②委員会は、いじめ等の対応として、必要に応じて開くとともに、定例会を開催し、現状や指導について情報交換を行い、共通理解を図る。
- ③保護者対象の学校評価アンケートの項目として「いじめ見逃しゼロスクールの推進」をあげ、評価をしてもらう。また学校評価委員会で1年間の取組を報告し、評価をってもらう。
- ④いじめアンケートや学校評価を活用して学校の実態を把握し、取組の見直しを年度末に行う。
（PDCAサイクルによる見直し）
- ⑤校内研修等を実施し、「学校いじめ防止基本方針」に対する職員の共通理解を図るとともにいじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。なお、研修等の内容には自殺防止も含める。（実施月は「いじめ防止のための取組（人権教育・同和教育、道徳教育）年間計画」に記載）
- ⑥いじめ対策組織委員会会議録は、5年間保管する。

3 いじめ防止のための具体的な取組

（1）いじめ等の未然防止のための取組

- ①環境づくり（いじめゼロスクール集会。生徒指導だより等による啓蒙活動。児童生徒とその保護者との信頼関係づくり。相談しやすい雰囲気づくり）
- ②児童生徒の理解（学校生活全般における見取り。日常的な職員間での情報交換）
- ③学部・学級づくり（安心できる居場所を提供）
- ④授業や諸活動への主体的な参加（個々の児童生徒の実態に応じた指導）
- ⑤コミュニケーション能力や社会性の育成（運動会、文化祭における他学部との交流、他校との交流、授業、特別活動、行事、総合的な学習の時間）

- ⑥情報モラルの育成（児童生徒…学部朝会、授業。保護者…保護者説明会、生徒指導だより）
- ⑦道徳教育の充実
- ⑧人権教育・同和教育の充実

(2) いじめ等の早期発見のための取組

- ①いじめ相談・相談窓口の設置（窓口 幼小教務室〔教頭〕・中高教務室の電話〔生徒指導主事〕）
- ②学期始めごとに年3回教育相談アンケートの実施
- ③学期末ごとに年3回いじめアンケート、生活アンケートの実施
- ④担任との教育相談（面談）の実施・個人票による記録保管
- ⑤日常的な児童生徒の観察
- ⑥教職員間での情報交換
- ⑦保護者との懇談や連絡ノートの活用
- ⑧外部相談窓口に関する情報提供

(3) いじめ等の早期解決のための取組

○いじめ等の相談・いじめ等の通報

- ①速やかに管理職に報告する。
- ②「いじめ防止対策・人権教育・同和教育委員会」を開き、管理職がリーダーシップをとって今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。
- ③いじめを受けた児童生徒の安全を最優先に考えて聞き取りを行い、正確な状況把握に努める。
- ④いじめの疑いが生じた場合、被害を受けている児童生徒の保護者へ連絡をする。

○いじめ認知後の対応

- ①いじめ等を受けた児童生徒に対する支援（被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応）
- ②いじめ等を行った児童生徒への指導（教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導）
- ③いじめ等を受けた児童生徒の保護者への対応
- ④いじめ等を行った児童生徒の保護者への対応
- ⑤その他の児童生徒に対する対応（傍観者にさせないための指導。「いじめは許さない」という毅然とした姿勢を示す）
- ⑥いじめ解消に向けては全教職員の共通理解と保護者の協力、またスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察署、児童相談所等の関係機関と連携し、対応に取り組む。

○いじめ解消後の対応

- ①いじめ等が解消した後も再発を防ぐために継続的な観察、支援、保護者との連絡を行う。
3か月間は見守りを継続する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合には直ちに初期調査を実施し、速やかにその結果を県教育委員会に報告する。
- (2) 県いじめ防止対策委員会が行う調査に、積極的に資料を提供する。また、調査結果を真摯に受け止め、再発防止に主体的に取り組む。

重大事態の意味

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ③ その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき